



令和7年3月26日

亀岡市議会議長 小川 克己 様

発議者 福井 英昭
平本 英久
松山 雅行
木村 勲
三上 泉
富谷加都子

亀岡市議会会議規則の一部を改正する
規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第4号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に、「第168条」を「第167条の2―第168条」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第18条中「、動議が」を「動議が」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 19 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 29 条中「順次投票を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第 31 条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 38 条中「まって」を「待って」に改める。

第 39 条第 1 項中「ついで」を「次いで」に改める。

第 44 条第 2 項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第 45 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第 67 条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第 70 条第 1 項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第 2 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 71 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 74 条中「第 31 条」を「第 31 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 76 条中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 77 条第 1 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「とる」を「採る」に改める。

第 1 章第 9 節の節名を次のように改める。

第9節 公聴会及び参考人

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第86条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第88条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第94条の2中「亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。）第14条の2」を「法第109条第9項の規定に基づく条例」に、「出席した委員を含むものとする」を「出席している委員を含む」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第117条第1項中「委員でない議員」の次に「(以下この条において「委員外議員という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第3項中「条例第14条の2」を「法第109条第9項の規定に基づく条例」に、「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席する」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第127条中「ついては」の次に「、」を加える。

第128条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第129条中「条例第14条の2」を「法第109条第9項に基づく条例」に改める。

第131条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条第1項中「第31条」を「第31条第1項から第3項まで」に改める。

第137条中「とらなければならない」を「採らなければな

らない」に改める。

第138条中「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「条例第14条の2」を「法第109条第9項の規定に基づく条例」に、「委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に

意見を付けることができる。

第 1 4 5 条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第 1 5 0 条を次のように改める。

（決定書の交付）

第 1 5 0 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 1 5 2 条中「外とう、えり巻、つえ、かき」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第 1 5 7 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 1 6 1 条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（代理弁明）

第 1 6 1 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 1 6 2 条中「陳述」を「陳謝」に改める。

第 1 6 6 条の 2 中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、法 109 条第 9 項に基づく条例の例による。

第 9 章中第 168 条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた

通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ、措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等

については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用

する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。